指定管理者制度活用事業 総括評価シート

評価年月日: 平成22年5月14日

評価者 : 総務局公の施設管理運営調整委員会

1. 業務概要

施設名	川崎市国際交流センター		
指定期間	平成18年4月1日 ~ 平成23年3月31日		
業務の概要	・ 国際交流事業の実施に関する業務		
	・ 施設の運営及び維持管理に関する業務		
指定管理者	名称 : 財団法人川崎市国際交流協会・東京ビジネスサービス株式会社共同事業体 代表者: 代表団体 財団法人川崎市国際交流協会 会長 寺尾宇一 住所 : 川崎市中原区木月祇園町2番2号 電話: 435-7000		
所管課	総務局総務部交流推進課		
	課長:北沢 仁美(内線:21601) 担当 萱原 諭(内線:21631)		

2.「評価の視点」に基づく事業期間全体の評価

	「評価の税品」に基づく事業期间主体の評価			
	評価項目	事業実施状況等		
1	市民や利用者に十分な量及び質のサービスを提供できたか。	 ○来館者 11.8%増(導入前:157,005人 4年間平均:175,509人) ○研修受講者 173%増(導入前:459人 4年間平均:1,255人) ○経 費 12.2%減(導入前:233,818 千円 4年間平均:205,377 千円) ・開館日を拡大し、施設利用のPRや各種講座・イベントを積極的に行うことにより利用実績を向上させた。 ・市民ボランティアをはじめとする人的・組織的ネットワークを活用するなど、専門的知見とノウハウを活かして、市民が国際交流の意義を理解し実践するために必要な事業を着実に実施するとともに、効率的な施設運営と維持管理により経費も縮減した。 		
2	当初の事業目的を達成することができたか。	・利用実績の向上などから、国際交流の拠点としての認知度が高まり、市民の国際交 流の活動を促進するという事業目的は、概ね達成している。		
3	特に安全・安心の面で問題はなかったか。	 これまで大きな事故はなく、軽度な事故に対しても迅速・適切に対応している。また、AEDの設置や監視カメラへの録画装置設置(一部)など、利用者の安心・安全のための対策にも積極的に取り組んでいる。 ・業務を通じて取得した個人情報については、関係法令を遵守するなど適切な維持管理が行われている。 		
4	さらなるサービス向上の ために、どういった教訓 や課題が導かれるか。	指定管理者制度を導入したことで、施設の利用実績を向上させたうえに、経費も縮減したことは評価できる。 今後は、国際交流センターが世界と市民をつなぐ拠点となりえるのか、さらなる事業展開と内容の充実が必要である。		

3. これまでの事業に対する検証

	検証項目	検証結果
1	所管課による適切なマネジメントは行われたか。	所管課と指定管理者の代表団体である(財)川崎市国際交流協会と開催する月1回の定例会で指定管理業務の進捗状況や運営課題を把握し、改善のための意見交換と指導を行っている。また、苦情や事故があった場合には、迅速かつ適切に対応するとともに、所管課に報告・相談することを指導している。 しかしながら、いずれも指定管理者である共同事業体の代表団体へのマネジメントとなっており、構成団体に対する所管課のマネジメントは間接的なものである。確かに所管課として適切なマネジメントは行われていることは認められるが、共同事業体の役割分担やリスク管理に関して所管課として直接マネジメントをする必要がある。
2	制度活用による効果はあったか。	図書資料室の情報の古さや広報などに課題はあるものの、研修受講者は導入後 178%増となるなど、施設の利用率の向上という点では効果があったことが確認でき る。また、国際交流という行政目的に係る経費についても、経費の縮減が確認できる。 つまり、指定管理者制度の導入目的は、達成されていることが確認できる。
3	当該事業について、業務 範囲・実施方法、経費等 で見直すべき点はないか	指定管理者の事業と、(財)川崎市国際交流協会の事業を整理する必要がある。そのうえで、この施設のコンセプトを明確にし、指定管理業務を増やしていくことが望ましい。
4	指定管理者制度以外の制度を活用する余地はないか	市からの委託事業ということだと事業者の裁量が制約される。また、補助事業では 市のマネジメントが行き届かないというデメリットがある。そういった点において、 現時点では指定管理者制度が有効である。 また、実績という点においても、施設利用率の向上や経費の縮減など成果もあがっ ており、指定管理者制度の導入による効果はあったことが確認できる。

4. 今後の事業運営方針や次期募集にあたってのアドバイス等について

川崎市国際交流センターは、(財)川崎市国際交流協会(以下、「協会」という。)と東京ビジネスサービス株式会社による共同事業体が指定管理者となっており、運営の中心は協会が担っている。しかしながら、今後の国際交流事業の推進にあたっては、NPO などの民間団体や市民活動の力を活用することが重要であり、これらの力を集結する仕掛けとして、この指定管理者制度を活用するよう工夫する必要がある。

次期募集にあたっては、上記運営方針を踏まえて、施設のコンセプトを明確にし、指定管理者と協会の事業内容を区分することにより、指定管理者制度の目的である複数団体の競争性を確保することが必要である。